

みどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付要綱
(令7告示88・改称)

平成27年6月1日
告示第74号

(趣旨)

第1条 この告示は、一般住宅敷地内に営巣し、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチ等の巣を駆除する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(令7告示88・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において「スズメバチ等」とは、ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科及びアシナガバチ亜科に属するものをいう。

(令7告示88・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 市内においてスズメバチ等が営巣する土地又は建物を所有し、使用し又は管理する者で駆除業者(ハチ等の駆除を業とする者で、市長が認めたものをいう。第5条において同じ。)により巣の駆除を行った個人であること。
- (3) 市税(国民健康保険税を含む。)の滞納がない世帯に属するものであること。
- (4) 同一年度内において、スズメバチ等の巣の駆除に係る補助金を受けていないこと。
ただし、同時に複数の巣を駆除した場合は、この限りでない。

(平28告示123・令7告示88・令8告示101・一部改正)

(補助対象となる巣)

第4条 補助金の交付の対象となるスズメバチ等の巣は、次のとおりとする。

- (1) 現にスズメバチ等が活動している巣であって、居住の用に供する建物及びその敷地内にあるもの。ただし、居住の用に供する建物及びその敷地に飲食店、工場、アパート、事業の用に供する駐車場及びサービス若しくは商品の提供を行う施設並びに農業の用に供する農地及び納屋等が付随する場合は、その付随する部分を除く。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(令7告示88・一部改正)

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、駆除業者が行ったスズメバチ等の巣の駆除に要した経費とする。ただし、駆除を行うために建物の一部を解体する必要がある場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。

(令7告示88・一部改正)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、巣1個当たり、前条の駆除に要した費用(消費税及び地方消費税を除く。)の2分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て

た額)とし、スズメバチの巣は1万円を上限とし、アシナガバチの巣は2,000円を上限とする。

(平28告示15・令7告示88・一部改正)

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して30日以内にみどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 駆除に要した費用の領収書の写し
- (2) 駆除前と駆除後の状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(令7告示88・令8告示101・一部改正)

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、みどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(令7告示88・全改)

(交付の条件)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 巣の駆除後、同一敷地内において、再度、営巣しないように、適正な管理に努めなければならない。

(令7告示88・一部改正)

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(令7告示88・全改)

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年2月18日告示第15号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月13日告示第123号)

この告示は、平成28年9月13日から施行する。

附 則(平成29年3月9日告示第12号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月28日告示第88号)

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

附 則(令和8年5月29日告示第101号)

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号(規格 A4)(第7条関係)

(平28告示15・一部改正、令7告示88・全改、令8告示101・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

(申請者) 住 所:

氏 名:

電話番号:

みどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付申請書

みどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金の交付を受けたいので、みどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付が決定された場合は、次の口座に振り込んでください。

1 申請額等

巣の種類	<input type="checkbox"/> スズメバチの巣 <input type="checkbox"/> アシナガバチの巣 ※ <input type="checkbox"/> に✓を入れてください。								
営巣場所	みどり市	番地							
駆除した日	年 月 日								
駆除に要した費用	円(消費税を除く。)								
	年 月 日(領収日)								
交付申請額	円 ※駆除に要した費用(消費税を除く)の2分の1の額(100円未満の端数切捨て)とし、巣1個につきスズメバチの巣は1万円を、アシナガバチの巣は2,000円を上限額とする。								
振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 支所・出張所						
	預金種別	普通・当座	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義								
添付書類									
(1) 駆除に要した費用の領収書の写し									
(2) 駆除前と駆除後の状況が分かる写真									
(3) その他市長が必要と認める書類									

(裏)

2 誓約事項 ※□に✓を入れてください。

- 申請書の記載内容及び全ての添付書類について、事実と相違ありません。偽り等が判明した場合は、補助金を返還します。
- 私及び私の世帯員に係る住民基本台帳及び市税の納税状況について、公簿により閲覧、調査することに同意します。

3 巣の位置図

巣の場所を記載した図(建物や敷地、隣接した道路、樹木などを記載し、巣の位置を記載してください。)又は巣があった場所の状況が分かる写真

※ この申請書は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して30日以内に提出してください。30日を経過すると補助金は交付できません。

様式第2号(規格 A4)(第8条関係)
(平28告示15・一部改正、令7告示88・全改)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、みどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金について、みどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり交付します。

交付決定額 _____円

2 次の理由により不交付とします。